

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 消防団員が水火災その他の災害（以下「災害等」という。）又は訓練等の職務のため、服務するときは、1回につき <u>3,300 円</u>を弁償する。この場合において、8時間以上継続して服務し、かつ、2日にわたるときは、これを2回服務したものとみなす。</p> <p>2～4 ……略……</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 消防団員が水火災その他の災害（以下「災害等」という。）又は訓練等の職務のため、服務するときは、1回につき <u>3,100 円</u>を弁償する。この場合において、8時間以上継続して服務し、かつ、2日にわたるときは、これを2回服務したものとみなす。</p> <p>2～4 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。